

平成17年度地方交付税所要総額確保に関する件

平成16年度政府予算においては、地方の理解を得ないまま地方交付税及び臨時財政対策債が大幅に削減されたことにより、地方財政運営や行政サービスに支障を来たし、国に対する地方の信頼を大きく損ねる結果となりました。

このことを踏まえ、国は、新年度の予算編成において地方の意見に真摯に耳を傾け、誠実に対応することにより、地方の財政運営の安定化を図り、行政サービスの低下を来たさないようにすべきであります。

よって、国会及び政府におかれては、平成17年度政府予算編成に当たり、行政サービスの安定的供給のため、地方交付税の重要な機能である財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく、その双方を堅持しつつ、地方交付税の所要総額を確保されるよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年12月17日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

経済財政対策担当大臣 様

仙台市議会議長 鈴木繁雄